

糸満市スポーツ・文化活動の県内外等派遣に関する補助金交付要綱

平成 10 年 6 月 18 日

告示第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、糸満市の小学生又は中学生が運動競技・文化活動参加のため県内離島又は県外等へ派遣される場合において、派遣に要する経費に対し、糸満市スポーツ・文化活動県内外等派遣補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とし、その交付に関しては、糸満市補助金等交付規則(昭和 54 年糸満市規則第 25 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第 2 条 補助金の対象となる小学生又は中学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 運動競技は、糸満地区小学校体育連盟、島尻地区及び沖縄県中学校体育連盟並びに沖縄県体育協会加盟競技団体等が主催又は共催する大会の成績により派遣又は推薦される者で、別表 1 の基準を満たしている者
- (2) 文化活動は、その文化的教育活動の上部団体等が主催又は共催する大会において派遣又は推薦されるもので別表 2 の基準を満たしている者若しくは別表 3 に該当する者
- (3) 前 2 号に準ずる者として教育長が認めた者

2 第 1 項の規定に関わらず、令和 6 年度に実施する海外ホームステイについては、中学生及び高校生（高校生については前年度に糸満市が実施した英語弁論大会において優秀な成績を収めた者に限る）を対象とする。

(補助の回数)

第 3 条 前条の規定により派遣又は推薦される個人及び団体への補助は、原則として当該年度 1 回を限度とする。ただし、当該大会で優秀な成績を納め、上位大会に派遣又は推薦される場合は、この限りでない。

2 前項の回数において、糸満地区小学校体育連盟、島尻地区及び沖縄県中学校体育連盟が主催又は共催する県内離島大会は、除くものとする。

(補助の対象及び補助金の算出)

第 4 条 第 2 条の規定に基づき、補助の対象となる経費及び補助金の額は、次の各号に掲げる規定により算出する。

- (1) 補助の対象となる経費(以下本条において「補助対象経費」という。)は、航空賃、宿泊料、船賃、鉄道賃及び車賃とする。ただし、海外ホームステイにおいては語学学校登録料、語学学校授業料その他ホームステイに必要と教育長が認める経費を含むことができるものとする。

(2) 補助の対象となる派遣日数は、原則として2泊3日以内とする。ただし、以下の場合は、この限りでない。

ア 派遣の対象となる大会等における開催期間の延長等により宿泊の延長を伴う場合

イ 派遣の対象となる大会等の開催期間が自然災害等により延長された場合

ウ 海外ホームステイの場合(派遣日数は、4週間程度とする。)

(3) 派遣人員は、大会要項に基づく登録メンバーを対象とする。この場合において、監督等については最小限の範囲とし、文化活動については40名を限度とする。

(4) 補助金は、1人当たり補助対象経費の2分の1相当額とし、別表4に掲げる都道府県名に応じ、それぞれ同表の限度額の欄に掲げる額(海外ホームステイの場合は30万円)を限度額とする。ただし、派遣団体から助成金がある場合又は大会等により宿泊の延長を伴う場合は、この限りでない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、当該派遣の14日前までに提出しなければならない。ただし、教育長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第6条 教育長は、前条の申請を受けたときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、当該派遣等が終了後速やかに当該派遣に係る実績報告書(第3号様式)を教育長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 教育長は、前条の実績報告書を審査して補助金を確定し、確定通知書(第4号様式)により通知する。

(補助金の交付の時期)

第9条 教育長は、前条の規定により確定した補助金を、派遣の終了後に交付するものとする。ただし、当該派遣の目的又は内容の性質上、当該派遣の前に補助金を交付しなければその目的を達成することが困難であると認めるときは、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 教育長は、前項ただし書の規定により、概算により交付した補助金について、その額を確定したときは、速やかに精算を行うものとし、不足額又は余剰額が生じている場合は、不足額の交付又は余剰額の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた者が、その目的外の使用又は偽り等の不正な手段により補助金交付の決定を受けたときは、教育長は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

(委任)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 29 日告示第 29 号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 12 日告示第 51 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 1 日告示第 5 号)

この告示は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 11 月 28 日告示第 109—2 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 項の規定は、令和 7 年 3 月 31 日限り効力を失う。

別表 1(第 2 条関係)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 島尻地区中体連(小体連)が主催した島尻大会において、団体についてはベスト 6 以上、個人についてはベスト 12 以上の成績を納めた者2 沖縄県中体連(小体連)が主催した県大会において、団体については優勝、準優勝及び 3 位、個人についてはベスト 8 以上の成績を納めた者3 沖縄県体育協会加盟競技団体が主催した県大会等において、団体については優勝、準優勝及び 3 位、個人についてはベスト 8 以上の成績を納めた者4 沖縄県スポーツ少年団等が主催した県大会等において、団体については優勝、準優勝及び 3 位、個人についてはベスト 8 以上の成績を納めた者5 水泳や陸上競技等においては、標準記録を上回り、派遣又は推薦される者6 沖縄県選抜チームの一員として派遣又は推薦される者7 地区選抜チームの一員として派遣又は推薦される者8 市が推薦する大会で市代表として派遣又は推薦される者 |
|---|

別表 2(第 2 条関係)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 合唱・リコーダー・吹奏楽・マーチングの競技で金賞を受賞した者2 芸術・文化・科学技術等に関する諸大会において、最優秀賞・優秀賞の成績を収め、派遣決定をうけ参加する者 |
|---|

別表 3(第 2 条関係)

- 1 市英語弁論大会において、最優秀賞・優秀賞の成績を納め、海外等ホームステイに派遣決定を受け参加する者
- 2 豆記者交換事業で県代表として参加する者
- 3 友好都市交流事業等で市代表として参加する者

別表 4(第 4 条関係)

都道府県名	限度額	
	中学生等	小学生
北海道	47,000 円	30,000 円
青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県	41,000 円	26,000 円
新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・群馬県・栃木県・茨城県・千葉県・埼玉県・山梨県・東京都・神奈川県・静岡県	36,000 円	23,000 円
岐阜県・愛知県・三重県・兵庫県・京都府・滋賀県・大阪府・奈良県・和歌山県・広島県・岡山県・島根県・鳥取県・愛媛県・高知県・香川県・徳島県	34,000 円	22,000 円
福岡県・佐賀県・大分県・熊本県・長崎県・宮崎県・鹿児島県・山口県	26,000 円	17,000 円
県内離島	18,000 円	13,000 円

＊ 宿泊の延長を伴う場合は、その日数に応じ宿泊料、車賃及び鉄道賃の 2 分の 1 相当額を加算する。

第 1 号様式(第 5 条関係)

第1号様式(第5条関係)

平成 年 月 日

糸満市教育委員会
教育長殿

住 所
氏 名
(名 称) 印

糸満市スポーツ・文化活動県内外等派遣費補助金交付申請書

糸満市スポーツ・文化活動の県内外等派遣に関する補助金交付要綱第5条に基づき、
補助金を交付して下さるよう申請いたします。

添付書類

- 1 補助金申請明細書
- 2 主催団体の県内外派遣推薦書
- 3 派遣に至った大会の成績表
- 4 県内外等派遣に係る実施要項
- 5 派遣選手名簿
- 6 その他必要とされる書類

第 2 号様式(第 6 条関係)

第2号様式(第6条関係)

糸教総第 号
平成 年 月 日

殿

糸満市教育委員会
教 育 長

糸満市スポーツ・文化活動県内外等派遣費補助金交付決定(却下)通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、糸満市スポーツ・文化活動の県内外等派遣に関する補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり交付を決定(却下)したので通知します。

記

- 1 事 業 名
- 2 概算交付額 円
- 3 却下の理由

第 3 号様式(第 7 条関係)

第 3 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

糸満市教育委員会
教育長

殿

住 所
氏名又は名称
連 絡 先

印

糸満市スポーツ・文化活動県内外等派遣費補助金実績報告書

糸満市スポーツ・文化活動の県内外等派遣に関する補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、実績報告書を下記の関係書類を添えて提出します。

1 実績明細

交付を受けた事業名				
期 間				
場 所			参加人数	人
区分	1人当たり実績額	人数	実績額	うち補助対象経費
航空賃				
宿泊料				
鉄道賃				
車 賃				
船 賃				
語学学校登録料等				
合 計				
補助対象経費の計 A		他団体からの助成額 B		
控除後の額 A・B		概算交付を受けた額		

2 成果報告

3 関係書類

- ① 領収証
- ② 新聞記事写しその他実績を示す書類

第 4 号様式(第 8 条関係)

第4号様式(第8条関係)

系教総第 号
平成 年 月 日

殿

系満市教育委員会
教 育 長

系満市スポーツ・文化活動県内外等派遣費補助金確定通知書

平成 年 月 日付けで報告のあった標記の補助金については、系満市スポーツ・文化活動の県内外等派遣に関する補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事業名	
2 概算交付額	円
3 交付確定額	円
4 差引き増減額	円